

# 中山間地域等直接支払交付金（第3期対策）の概要

## 1 事業の内容

平成12年～16年度及び平成17年～21年度で実施された本制度は、平成22年度以降、5年後の集落の将来像を明確化し、取組みを実施していく。また、従来の取組みに加え、協定農用地の拡大、農業生産条件の強化、多様な担い手の確保、集団的かつ持続可能な体制整備等の積極的な取組みに対して、段階的交付単価を導入し、支援を行うことで、中山間地域等の農業・農村のさらなる維持を図る。

## 2 事業期間・要件

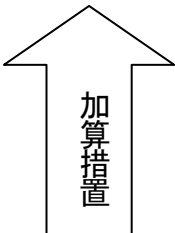
(1) 事業年度 平成22年度～平成26年度（5年間）

(2) 事業要件 対象地域、対象行為、対象者、基本となる交付単価は、第2期対策から特に変更は無いが、対象農用地については、営農上の一体性の要件が緩和され、協定農用地として共同取組活動による保全が行われる場合は、1つの団地が1ha未満の小規模な団地や飛び地等でも複数の団地の合計面積が1ha以上あれば、協定農用地として取り込むことが可能となった。

## 3 主な変更点

### (1) 集落活動のレベル等に応じた段階的単価の設定

集落協定ごとに、基礎単価（8割単価）又は体制整備単価（10割単価）を選択する。

	<p><b>☆基礎単価（体制整備単価の8割水準の交付）</b></p> <p>◎必須要件：5年間の最低限の農地管理活動等を実践</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「集落マスタープラン」の作成と実践</li> <li>○耕作放棄の防止等</li> <li>○水路、農道等の管理活動</li> <li>○多面的機能増進活動</li> </ul>									
	<p><b>☆体制整備単価（10割単価）</b></p> <p>◎必須要件：○5年間の最低限の農地管理活動等を実践 （基礎単価の必須要件を実施する）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農用地等保全体制の整備 （「農用地等保全マップ」の作成と実践）</li> </ul> <p>◎選択的必須要件：A要件・B要件・C要件から選択する</p> <p><b>ステップアップ型【A要件】 次の①～⑩のうち2つ以上を実施</b></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">①協定農用地の拡大【新設】</td> <td style="width: 50%;">②機械・農作業の共同化</td> </tr> <tr> <td>③高付加価値型農業の実践</td> <td>④地場産農産物等の加工・販売</td> </tr> <tr> <td>⑤農業生産条件の強化【新設】</td> <td>⑥新規就農者の確保</td> </tr> <tr> <td>⑦認定農業者の育成</td> <td>⑧多様な担い手の確保【新設】</td> </tr> <tr> <td>⑨担い手への農地集積</td> <td>⑩担い手への農作業の委託</td> </tr> </table> <p><b>ステップアップ型【B要件】 次の①～②のうち1つ以上を実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①集落を基礎とした営農組織化の育成</li> <li>②担い手への農用地の集積化</li> </ul> <p><b>集団的サポート型【C要件】</b></p> <p style="text-align: center;"><b>集団的かつ持続可能な体制整備【新設】</b></p>	①協定農用地の拡大【新設】	②機械・農作業の共同化	③高付加価値型農業の実践	④地場産農産物等の加工・販売	⑤農業生産条件の強化【新設】	⑥新規就農者の確保	⑦認定農業者の育成	⑧多様な担い手の確保【新設】	⑨担い手への農地集積
①協定農用地の拡大【新設】	②機械・農作業の共同化									
③高付加価値型農業の実践	④地場産農産物等の加工・販売									
⑤農業生産条件の強化【新設】	⑥新規就農者の確保									
⑦認定農業者の育成	⑧多様な担い手の確保【新設】									
⑨担い手への農地集積	⑩担い手への農作業の委託									
	<p><b>加算単価（特に積極的な活動に加算措置を講じる）（10a当たり）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○土地利用調整加算（継続）（田・畑：500円）</li> <li>○規模拡大加算（継続）（田：1,500円・畑：500円）</li> <li>○法人設立加算（継続）             <ul style="list-style-type: none"> <li>◇特定農業法人設立（田：1,000円・畑：750円）</li> <li>◇その他農業生産法人（田：600円・畑：500円）</li> </ul> </li> <li>○小規模・高齢化集落支援加算【新設】（田：4,500円・畑：1,800円）</li> </ul>									

※単価の選択は集落協定によるが、事業実施期間中の変更は可能。

※個別協定の場合は、別途の扱いとなる。

※耕作放棄地復旧加算は廃止（体制整備単価（ステップアップ型）の選択要件へ移行したため）

※小規模・高齢化集落：高齢化率が50%以上で農家戸数が19戸以下の集落

## **(2) 交付要件、事務手続き等の見直し**

- ①協定農用地の拡大（既耕作放棄地の復旧等）
- ②農業生産条件の強化（ほ場や水路・農道の整備等）
- ③交付金返還要件の遡及返還義務の緩和（農業後継者の分家住宅への転用、農業目的と認められる自己施工による農道・水路の整備等）
- ④多様な担い手の確保（NPO法人、企業等の耕作する農用地を協定農用地の5%以上の規模で運営する。）
- ⑤一団の農用地地要件の見直し（農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる場合は、1つの団地が1ha未満の小規模な団地や飛び地等でも複数の団地の合計面積が1ha以上あれば、協定農用地として取り込みが可能となった。）
- ⑥集团的サポート型の新設（共同で支え合う農業生産活動の仕組みを集落で取り決める。）

## **(3) その他の改善点**

- ①受給額の上限100万円の見直し（役員報酬・共同活動の日当は受給上限に含まない。）
- ②小規模・高齢化集落支援加算の新設（小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ場合に、当該農用地の面積に応じて加算する。）

## 平成25年度 中山間地域等直接支払交付金実施状況（松山市）

### 1. 協定締結農用地面積（㎡）

#### （1）地目別内訳表

旧市町村名	田	畑	合計
松山地区	815,016	3,612,167	4,427,183
北条地区	774,949	3,125,014	3,899,963
中島地区	0	7,575,148	7,575,148
合計	1,589,965	14,312,329	15,902,294

#### （2）基準別内訳表

旧市町村名	通常分	特認分	合計
松山地区	1,093,092	3,334,091	4,427,183
北条地区	3,899,963	0	3,899,963
中島地区	7,575,148	0	7,575,148
合計	12,568,203	3,334,091	15,902,294

### 2. 交付金額（円）

旧市町村名	通常分	特認分	合計
松山地区	14,908,103	33,088,408	47,996,511
北条地区	46,278,053	0	46,278,053
中島地区	78,742,107	0	78,742,107
合計	139,928,263	33,088,408	173,016,671

### 3. 協定締結数

旧市町村名	協定数			農家数		
	通常分	特認分	合計	通常分	特認分	合計
松山地区	14(3)	24(3)	38(6)	216	411	627
北条地区	19(5)	0(0)	19(5)	490	0	490
中島地区	17(16)	0(0)	17(16)	886	0	886
合計	50(24)	24(3)	74(27)	1,592	411	2,003

※（ ）内は、体制整備単価に取り組んで活動を実施している協定数